

研究会メンバーからのメッセージ

【問題】住民をその気にさせるには？【制限時間】一生

ふだんのくらしのしあわせづくり。どうしたらこの価値を地域で共有することができるのでしょうか。“若狭塗り箸”が如く、研究会メンバーとともに絵柄のエッセンスは木地に塗り込みました。ここからは、福井の同志達と一緒にこの箸の研ぎ出しに勤めます。

杉本吉弘氏（福井県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進課 主任）

「福祉教育って何？どんな成果があるの？何をしたらいいの？」

研究会では、このテーマについて悩みつつ、自分たちの実感と実践ベースで考えることにこだわりました。そして、住民の「気づくこと」「分かち合うこと」「納得すること」をサポートし、学びの相乗効果を起こす仕掛け人としての私たちの役割が見えてきました。この手引きが、福祉教育がもつ可能性について考えるきっかけになれば嬉しいです。

萩田藍子氏（兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランティアプラザ交流支援部 主事）

「ふ・く・し」って？いつも考えながら仕事をしていました。今回の研究会でたくさんの人に出会うことが出来、いろいろな「ふくし」を感じる事が出来ました。それぞれの人達が、それぞれの場所でさまざまな思いで、「福祉教育」を展開しています。まずは自分に出来ることを、自分の周りから一緒に始めませんか？

佐藤寿美氏（埼玉県・神川町社会福祉協議会 ボランティアコーディネーター）

さまざまな地域で活動をしている社協職員と「福祉教育」のテーマについて話し合い、皆さんが思いをもって日々活動をしていることを実感し、勉強となり刺激となりました。

研究会では、お互いに大切にしなければならないことを共有できた一方で、悩みや疑問も広げてしまいましたので・・・、これから、いろいろな社協の方や関係する方々とあらためて深めていきたいと思えます。

平野友康氏（神奈川県・横須賀市社会福祉協議会 職員）

福祉教育＝子ども＝学校中心＝教師にお任せの図式を描くとともに、社協職員の「教育」という言葉へのトラウマ的反応から、福祉教育はちょっと横に置かれていたのではないのでしょうか。

社協による、住民主体の地域福祉の推進がますます求められようとしているこれからの時代には、教授の教育ではなく、参加したものが互いに学びあう出会いの教育、すなわち福祉教育が大変重要になってくるものと確信しています。

このパンフレットが、地域で取り組む実践的手法の一助となれば幸いです。

池田雅秋氏（長崎県・波佐見町社会福祉協議会 事務局長）

地域の中に特定の人への排除や無関心がある限り、福祉教育はまだ必要であると思います。ひとつひとつの実践の中にも人と人との関わりや関心が生まれ、たくさんの「感動」を生み出す福祉教育に真剣に取り組むことによって、社協職員自身も成長させてもらえるものであると実感しています。

野川すみれ氏（名古屋市昭和区社会福祉協議会 主事）

「住民主体の原則」を幻想にしないために

地域の福祉力を高めていくには、住民主体が必要だと言われてきた。しかし住民主体とは、ある日突然できるものではない。人々を排除したり、抑圧するのも地域である。私たちが主体として地域福祉を推進していくためには「学習」が必要である。地域福祉を学びあうことで、共生の文化が育まれる。住民主体の原則はスローガンではない。そのための具体的な動きかけが社協には必要である。

原田正樹氏（日本福祉大学 准教授・研究会アドバイザー）

福祉教育推進のためのパンフレット

『福祉教育の展開と地域福祉活動の推進』

平成20年3月発行

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター
福祉教育実践研究会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
電話：03-3581-4656 FAX：03-3581-7858
E-mail：vc00000@shakyo.or.jp
地域福祉・ボランティア情報ネットワークホームページ
<http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/>

福祉教育推進のために

『福祉教育の展開と地域福祉活動の推進』

もくじ

はじめに	2
第1章 地域を基盤とした福祉教育の展開と地域福祉活動の推進に関するQ&A	3
・Q1 社協事業の中で福祉教育をどのようにとらえれば良いですか？	3
・Q2 社協にとって福祉教育はなぜ重要なのですか？	3
・Q3 福祉教育は子どもを対象とするものではないのですか？	4
・Q4 「地域を基盤とする福祉教育」とは何ですか？	5
・Q5 福祉教育をすすめる上で、どのような留意点がありますか？	5
・Q6 社協はどのような役割を担うことが必要でしょうか？	8
・Q7 福祉教育をすすめるうえで多様な関係者と協働することが必要なのはなぜですか？	8
・Q8 プラットフォームとは何ですか？	8
・Q9 プラットフォームに社協はどのように関わればよいでしょうか？	9
第2章 【事例】宮崎県・都城市における福祉教育の推進	10
1. 都城市における取り組みの概要	
（1）取り組み概要	10
（2）庄内地区における取り組みの特徴と効果	11
2. 段階に応じた支援	
（1）地域福祉活動計画を通じた地区福祉推進委員会の取り組み	12
（2）プラットフォームでの活動展開	14
（3）新たなプラットフォームでの展開	16
3. 社協職員（ワーカー）の地域や個人への働きかけ	18
研究会メンバーからのメッセージ	20

はじめに

福祉教育実践研究会（以下「研究会」）は、「地域を基盤とした福祉教育」の姿をより明らかにし、全国の社協職員が共通のイメージを持って取り組めるように、具体的なメッセージを発信することを目的に、1年間検討してきました。各地域で福祉教育に取り組んでいる社協職員自らの実践にもとづく研究をすすめることで、より具体的なメッセージを発信することができると思えました。

研究会では、「地域を基盤にした福祉教育」を、『地域に暮らすあらゆる世代の住民』が、『地域の具体的な生活課題』をテーマに取り上げ、その解決に取り組む中でお互いに『学びを共有』しあい、次なる実践（とその学び）に『つなげていく』ことであり、「一人ひとりの学びとその共有化」というプロセスが重要であると思え、そうした実践事例を提示し共有してきました。

しかし、議論を進めていく中で、次のような関連する問いにも丁寧に答えていくことが必要であると思えました。

「福祉教育と地域福祉活動とはどこが関連し、どこが違うのだろうか？」

「地域福祉を目的とした全ての社協事業に、住民の学びがあるとすれば、あえて「福祉教育」と言う必要があるのだろうか？」

「はたして福祉教育の担当者だけが、福祉教育を考えればよいのだろうか？」

そこで、本冊子の第1章では、そうした疑問について、全国の社協の仲間とこれから一緒に考えていくために、福祉教育に関する「Q&A」に整理しました。

また、第2章では、宮崎県都城市^{みやこのじょう}において取り組まれている事例に基づいて、その取り組み内容や実践プロセスにおける社協職員（ワーカー）の働きかけを明らかにすることで、福祉教育と地域福祉活動が連動している様子について明らかにしてみました。

本冊子は、福祉教育実践研究会のメンバーが、全国の同僚（社協職員）へのメッセージとして提案し、相互検討の素材としていただくために、作成したものです。社会福祉協議会が、地域福祉の推進を図る際に、福祉教育が果たす役割・機能について考察し、提示していますので、ぜひご一読いただきたいと思います。そして、これまでの実践を振り返りつつ、本冊子をご参照いただくことで、今後の福祉教育の推進・地域福祉推進の一助としていただければ幸いです。

全国社会福祉協議会 全国ボランティア活動振興センター
福祉教育実践研究会
平成20年3月

第1章

地域を基盤とした福祉教育の展開と地域福祉活動の推進に関するQ&A

ここでは、地域を基盤とした福祉教育の展開について、日頃よく受ける質問に置き換えて、解説を試みます。

Q1 社協事業の中で福祉教育をどのようにとらえれば良いですか？

A1 福祉教育には、「福祉教育事業」と「福祉教育的な機能」の2つの要素があると捉え、それぞれ推進していくことが大切です。

福祉教育は、「福祉教育（事業）」として事業化されているものだけでなく、地域住民の福祉活動や社協が推進する地域福祉事業の中にある住民自身の学びの機能に着目して、それも「福祉教育」としてとらえて意識的にすすめていくことが大切だと考えます。

そう考えると、住民主体によって推進していこうとする社協事業や活動には、福祉教育的な機能が含まれている（含めていくことが大切）ことがわかります。住民が活動のなかの気づきや発見を大切にし、それを意識化し共有することで住民の学びが深まり、より効果的な住民のエンパワメントに結びつきます。

福祉教育事業には取り組んでいなくても（これからぜひ取り組んでほしいですが）、社協が実施する様々な事業に含まれている福祉教育的な機能を強化していく視点が必要です。

Q2 社協にとって福祉教育はなぜ重要なのですか？

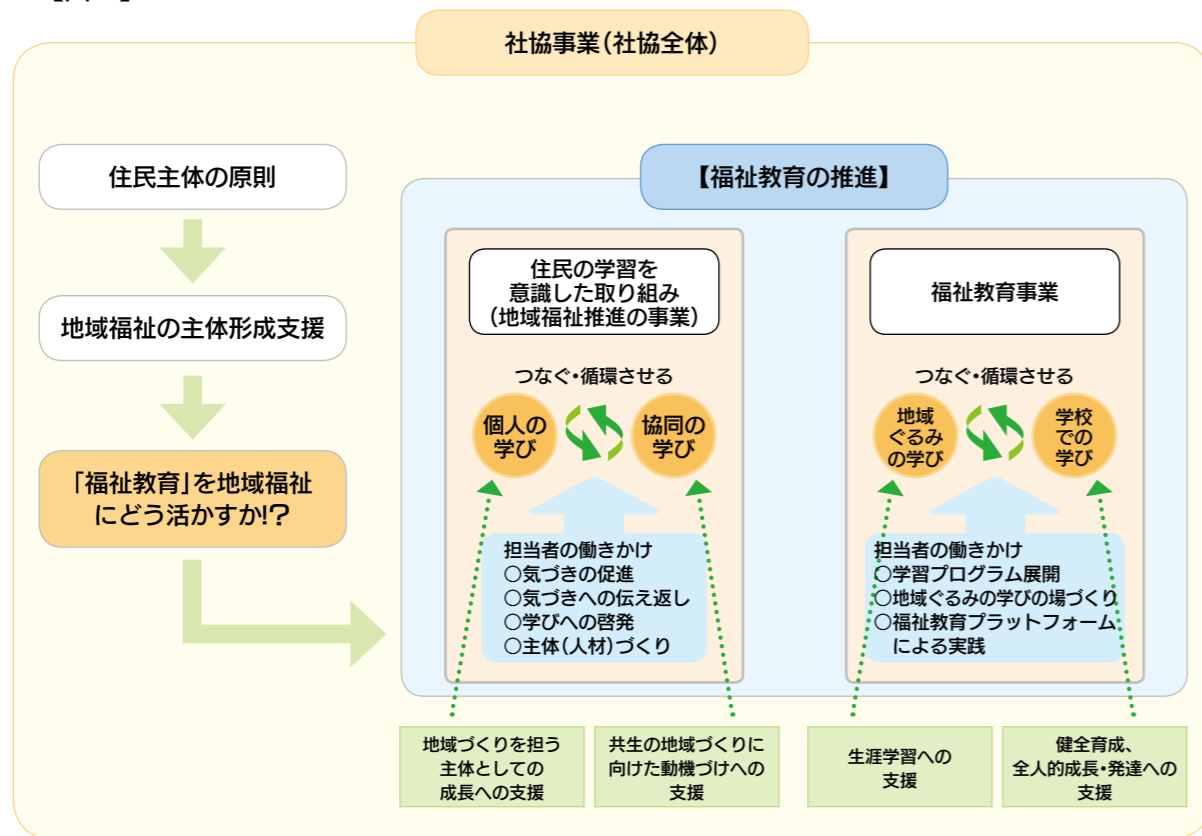
A2 住民主体の地域福祉をすすめるうえで、福祉教育は不可欠です。

社協の使命は、「地域福祉の推進」です。そして、その主人公は「地域住民」です。社協は「住民主体の原則」を掲げ、住民自身の学びと地域福祉活動の実践を継続的に支援してきました。

地域住民が地域福祉を担っていくためには、住民自身が地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて自ら取り組んでいく手法を学んでいく、という気づきと学びのプロセスが重要です。そのことを通して、地域課題に取り組む力量を培った住民の層を厚くしていくことが、社協の使命の遂行に直結していくことになります。したがって、社協職員はあらゆる事業をすすめる際に、福祉教育の重要性を意識し、地域住民が主体的に問題解決にむけて働きかけていけるような事業の企画とプログラム展開を考えていく必要があります。

図1は、社協事業における福祉教育の位置づけを示したものです。社協の使命達成のために、福祉教育はなくてはならない実践なのです。

【図1】



Q3 福祉教育は子どもを対象とするものではないのですか？

A3 福祉教育には「子どもの豊かな成長」と「地域福祉の推進を図る」という2つの側面があります。福祉教育には、「子どもの豊かな成長を促す」とこと「地域福祉を推進する」という2つの側面があります。

福祉教育は本来、子どもたちの豊かな学び・成長を目的に始まりました。その活動が全国に波及したのは、昭和52年から国庫補助事業として始まった「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が契機になっています。この事業は教育と福祉の橋渡しとして機能し、以来、社協は学校との関係をつくり、深め、つないできたといえます。

また一方、「地域福祉を推進する」福祉教育は、全世代を対象に生涯学習の視点を大切に、地域を基盤として実践されるものであり、これまで社協は住民の地域福祉活動の推進・支援の一環として取り組んできました。しかし、必ずしも社協の中では福祉教育として強く意識化されていないように思われます。

福祉教育といえば、「児童生徒を対象にしたもの」、あるいは「ボランティアセンターの事業であり、担当はボランティアコーディネーターである」という偏った認識を持っている社協があることも事実です。福祉教育には、本来「地域福祉の推進を図る」という側面があったことを、今一度それぞれの社協事業担当者、あるいは社協組織として確認していく必要があるでしょう。

地域福祉の大切さが認識され、その推進が期待・注目されている今日、それを担っていく住民の裾野を広げ、力量を高めていくために、福祉教育は非常に重要な役割を担っているのです。

Q4 「地域を基盤とする福祉教育」とは何ですか？

A4 「福祉の学び」と「地域福祉活動」は、お互いを補完する関係です。「地域福祉を推進する」福祉教育は、地域を基盤として実践するものであると前に述べました。「地域を基盤とした福祉教育」を、「地域住民」が「地域の多様な生活課題」について学び、解決に向けて取り組む活動とすると、それは「地域福祉活動」と変わらないものに見えます。

それならば、「地域福祉活動」を一層強化すれば、あえて福祉教育としてすすめる必要はないのではないか、と思われるかもしれません。

「地域の中での福祉の学び」と「地域福祉活動」の関係を示したものが、図2です。上下二つの帯がありますが、上の帯は、「個々の住民に着目した、学びと活動実践のプロセス」を示しています。地域課題に気づき学ぶことを重視した部分は、より【福祉の学び(福祉教育)】の性格が濃く、課題解決を重視した実践の部分は【地域福祉活動】としての性格が濃い、ということができます。そして、福祉教育としての機能も地域福祉活動としての性格も、多少の違いはあっても、本来、決して一方が全く失われるという関係ではないとも考えられます。しかし、「学び」と「活動」との関係性を重視して、常によりよい相互作用を意識して取り組まなければ、それぞれが形骸化してしまうおそれもあります。そう考えると、「両者の関係の継続や深まりを意図的に支援する社協(職員)の営みが福祉教育である(下の帯)と、捉えることが大切になってきます。

ですから、福祉教育にあっては、具体的な地域課題から遊離することなく、地域福祉活動の実践にあたって学びの機能が発揮されるように、社協としての意識的な働きかけが求められるのです。福祉教育は、福祉教育の担当者のみが実践するものではなく、全ての社協職員もしくは社協組織全体で取り組んでいく基本的かつ根源的なテーマであると言えます。

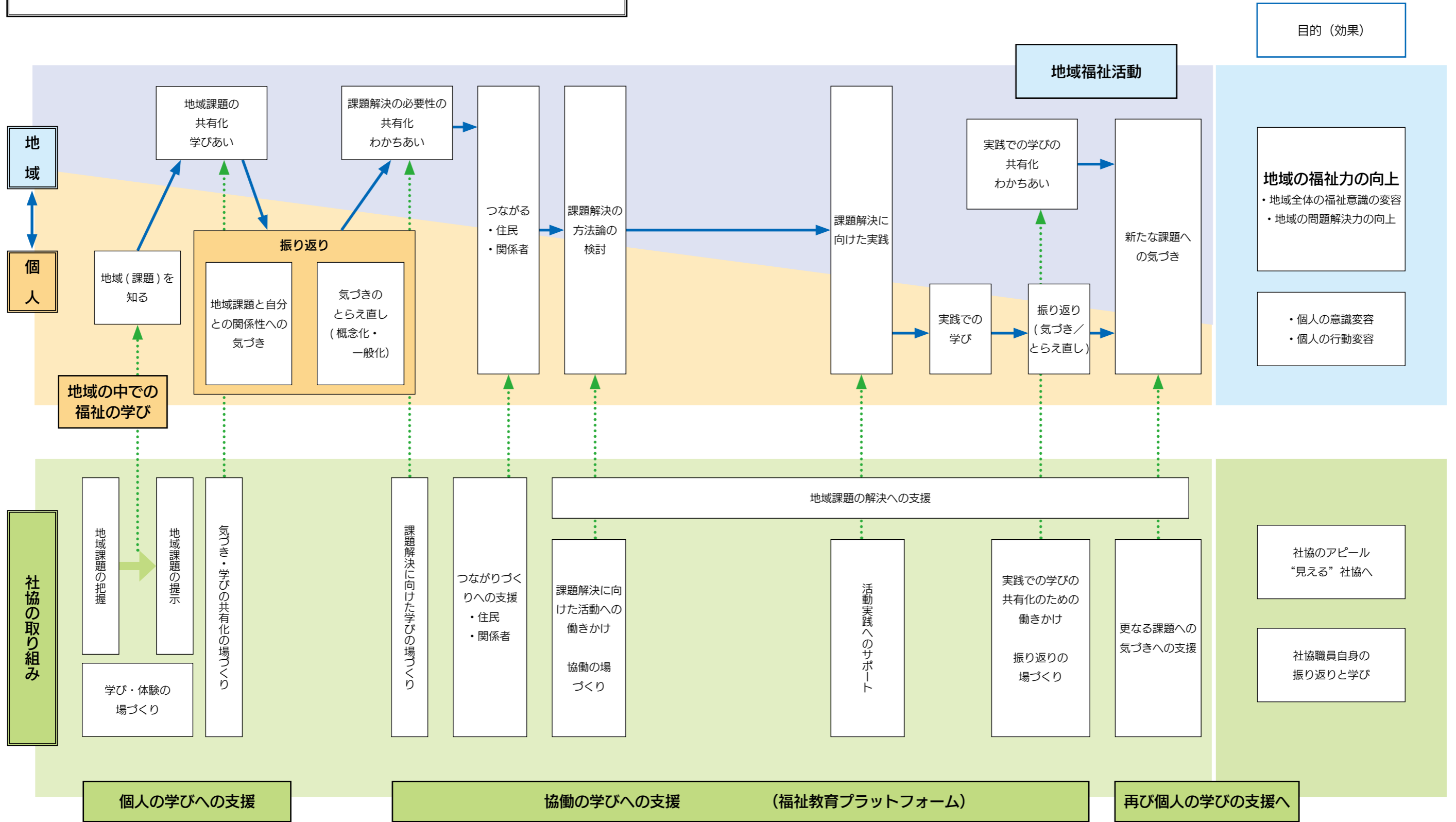
Q5 福祉教育をすすめる上で、どのような留意点がありますか？

A5 個の学びと地域の学びの相互作用が大事です。福祉の学びは、「何を」学ぶかということも大切ですが、「どのように」学ぶかということも大変重要であり、どのような学びのプログラムをつくっていくかで、その効果は大きく異なってきます。

図2の上段の帯を見ていただくとわかるように、矢印がジグザグに動いています。これは、住民一人ひとりの「個の学び」と、個の集合体である「地域の学び」が繰り返されるプロセスがあるということを意味します。一人の学びと振り返り、その共有化と学びあい、という個人と地域との関係性と相互作用は、学びを深めていく上で欠かせない重要ポイントです。

さらに付け加えるならば、「福祉とは何か」という概念的なテーマを扱うよりも、身近な自分たちの住むまちの実際の生活課題・地域課題・福祉課題を取り上げることが、自分自身に直結したより深い学びを得やすく、かつ課題解決に向けた実践という、学びの次にくるプロセスにつながりやすくなります。

【図2】 地域を基盤とした福祉教育の展開と地域福祉活動の推進



Q6 社協はどんな役割を担うことが必要でしょうか？

A6 住民の学びと実践活動のプロセスを支援していく役割です。

図2では、上段に福祉の学びと地域福祉活動との関係図を置きましたが、その下に、上段に対応する形で、社協としての取り組みのプロセスを示しました。

学びと実践の各プロセスにおいて、その活動がより効果的に行われるよう支援していくことが、社協には求められます。社協職員自身が地域や地域課題をよく把握しておくこと、学びの共有化と分かち合いの場を適切に設定していくこと、多様な関係者との協働関係の構築に向けて積極的に働きかけていくことなどが必要でしょう。これは福祉教育担当者だけでなく、社協職員全員に求められる役割であり、事業推進の前提と言えます。

具体的なイメージとしては、第2章の都城市庄内地区での活動をご覧いただきたいと思います。都城市社協が、「住民主体の活動」をどのように支え、その展開に関わっていったのか、効果的な実例を見ることができます。

Q7 福祉教育をすすめる上で、多様な関係者と協働することが必要なのはなぜですか？

A7 地域課題・生活課題の学習には関係者の協働による「生きた学びの場」づくりが不可欠です。

地域には様々な生活課題があり、これらの多くは福祉教育のテーマとして取り上げることができます。しかし、そうした取り組みには、社協だけではなく、関係者との連携・協働が不可欠です。例を挙げると、今全国で防災や減災をテーマにまちづくりが取り組まれています。ここでは、住民相互の助け合いという切り口、都市計画等のハード面からの切り口、行政と市民とのパートナーシップによる防災・減災システムという切り口など、地域課題・生活課題の解決には、関係者の協力が求められることから、そうした課題解決への生きた学びにおいても、同様に協働が求められてきます。

また、子どもへの福祉教育を考えた場合、子どもの生活や課題解決に関わっているのは、家族の他にも学校等の教育関係者、近隣住民、自治会・町内会、社会教育・文化施設関係者、商店(街)、いろいろな人や組織が挙げられます。そうした子どもたちに関わることの多い地域の組織や人びとが集まって、子どもにどのような福祉の学びが必要なのか、そのプログラムの具体化を一緒に考えていくことは「地域を基盤とする福祉教育」の大切な意義です。

そこで提案するのが、「福祉教育プラットフォーム」という手法です。これは、多様な関係者が「福祉教育の推進」を共通目的として、協働する場をつくる、というものです。

Q8 プラットフォームとは何ですか？

A8 多様な関係者が共通の目的を達成するために創られる場と空間です。

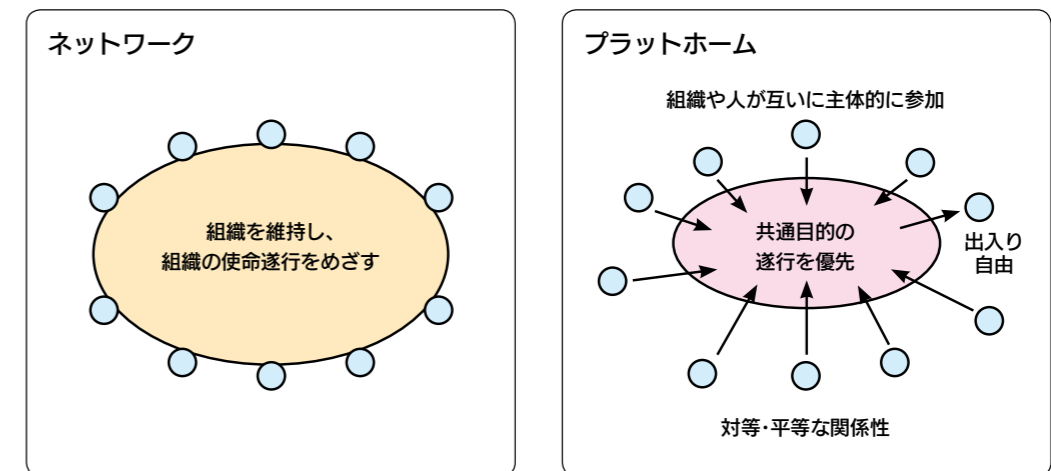
プラットフォームとは、共通の目的(課題解決)を達成するために創られる場であり空間です。それは一見すると、これまで社協が数々取り組んできた、地域住民の組織化や関係者のネットワーク等の組織と同じように見えます。しかし、その違いは、従来の組織化が「組織をつくり継続すること」が主要な目的になりがちなのに対し、プラットフォームはある共通の目的の遂行を最優先し「離合集散も自由」と考えることです。

ここでは、プラットフォームを「組織づくり(組織の存続)にはあまりこだわらず、活動目的などを優先する組織化の手法、もしくはそれに基づく場と空間」と考えます。ただし、プラットフォームと従来の組織とははっきり区別できるものではなく、従来の組織においても、プラットフォームとしての場と空間(機能)は存在しています。

重要なのは、プラットフォームという手法が、従来の組織化ではうまくいかなかった、多様な関係者が集い協働する場を創っていく、という課題に対応する形で生まれてきたということです。従来の組織でも目的が充分かつ有効に達成されるならば、新たな手法を考える必要はありません。しかし、より多様な関係者が参加し、それも従来の関係者より広い範囲や異なる分野の組織・人々の参加を得た方が目的達成に効果的である場合には、プラットフォームという手法がうまく機能するのではないか、ということです。

プラットフォームは、目的を達成するための集まりですから、それぞれの組織や人が主体的に参加し、その専門性や得意分野を活かして実質的な役割を担っていきます。これまでつき合ったことのない組織や人と同じテーブルに着いて、お互いの使命や活動についての相互理解を深め、協働関係の基盤からつくっていくことが求められてくるでしょう。多様な関係者が協働するために、その場の幹事役や進行役等を決めたり必要なルールや約束をつくる場合がありますが、これは組織の存続のためというよりも、協働する体制をスムーズに創りあげるために必要だからです。

【図3】ネットワーク、プラットフォームのイメージ



Q9 プラットフォームに社協はどのように関わればよいのでしょうか？

A9 共通の課題を提起したり幅広い関係者に呼びかける役割です。

福祉教育プラットフォームは、文字通り、福祉教育の推進を目的としたプラットフォームです。地域全体で福祉教育の推進を考えるという大きな枠組みのプラットフォームも考えられますし、「小学生にむけた福祉教育の小冊子を作る」、「福祉教育セミナーを開催する」、といった個別の事業を目的としたプラットフォームも考えられます。プラットフォームには、決まった形はなく、小さいものから大きいものまで、構成するメンバーも目的もいろいろな形があってよいのです。

また、「一つの事業の実施には、一つのプラットフォームで」と限られるわけではなく、事業プロセスや役割分担の異なるプラットフォームなど、結果的に複数のプラットフォームを重なり合わせて事業を展開している例もあります(第2章の都城市庄内地区の取り組みもこの形です)。

ただ、プラットフォームは自然にできるものではありません。誰かが、課題に気付き、課題の解決を目標に掲げて幅広い関係者の参集を働きかけなければなりません。どこが「言いだしっぺ」になってもいいのです。しかし、地域課題に対するアンテナを張り巡らし、自ら先駆的に取り組んでいく、あるいはそうした活動を支援する使命を担う社協こそが、「言いだしっぺ」の役割を担う存在となることが求められていますし、そのことが社会的に期待されているのです。

第2章

〔事例〕宮崎県・都城市における福祉教育の推進

第2章では、第1章において述べてきた考え方について、都城市の庄内地区において実際に取り組まれている事例を通じてみていきます。この事例は、子どもも含む住民に対して、直接的に福祉教育を行うことにとどまらず、様々な住民の福祉活動や社協が行う地域福祉事業の中に元々ある、住民自身の学びの機能を「福祉教育」として意識的に進めてきた事例として紹介するものです。

1. 都城市における取り組みの概要

(1) 取り組み概要

宮崎県都城市では、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、さまざまな取り組みを行ってきました。

同市では昭和50年代から、児童生徒の社会福祉への理解と関心を深め、思いやりの心と優しさの心を養うことを目的に、市内の各学校を「社会福祉普及推進校」として、学校を中心とした福祉教育実践に取り組んできました。平成12年度に市が「地域福祉計画」の策定にあたり、行政、住民、そして社協の協働による計画策定に取り組むこととなった際、市の基本計画とともに、市内11中学校区ごとの「地域福祉活動計画」を策定し、地域の特性や課題に応じた住民主体の計画策定が推進されました。

中でも庄内地区においては、中学生や学校関係者も含む地域住民により「ほのぼの庄愛会」を結成し地域福祉活動計画策定に取り組み、さらに計画策定後も、各地域において計画の実践や進行管理について、学校関係者、地域関係者、地域にある社会福祉施設による意見交換会が行われるなど、住民や地域関係者主体の「地域をより良くしていくための」活発な議論が展開されてきました。特筆すべきは、その時々の取り組み目標に応じて、地域住民が主体的に参加できるプラットフォームを構成し、その目標が達成されるとさらに次の目標に向けて新たなプラットフォームが結成されるという、緩やかな地域組織化を進めてきたことにあります。

この取り組みの中で、社協は住民主体を優先しながら黒子に徹しつつも、要所で重要な役割を果たしてきました。

第1章のQ9でも述べたように、地

都城市庄内地区の概要

庄内地区は庄内（東区、西区、町区）、菓子野（今屋、千草、宮島）、乙房（乙房、平田）、関之尾（川崎、関之尾）の4町、10の自治公民館（町内会のような組織）からなりたっていて、人口8,352人、高齢化率26.7%（平成18年2月現在）となっています。

庄内地区の社会資源としては、保育園が3か所、幼稚園、小学校が3校、中学校、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、認知症対応型共同生活介護施設、知的障害者地域生活援助施設、介護療養型医療施設などがあげられます。

庄内地区における地域福祉活動の経緯

庄内地区の地域福祉活動は、大きく3つの段階に分けることができます。

①「地域福祉活動計画策定のためのプラットフォーム（ほのぼの庄愛会）」の時期【H14～15】

昭和56年から市内の中学校区ごとに組織されていた庄内地区福祉推進委員会が中心となり、多様な地域住民が集って「地域課題」を共有し、「地域福祉活動計画」を策定しました。

②「心のプレゼント運動」などを展開するための実施主体を形成した「プラットフォーム（ほのぼの庄愛推進委員会）」での活動展開【H15～17】

地域福祉活動計画を推進・実践する母体として、地区内の学校やPTA、社会福祉施設、民生委員など24名で構成される「ほのぼの庄愛推進委員会」が設置され、具体的な取り組みとして『福祉サポーターの発掘』『地区福祉資源及び活動の実態把握、ボランティア体験メニューの開発』『心のプレゼント運動』（詳細後述）が展開されました。

③多様なプロジェクトや実施主体による、「新たなプラットフォーム（共育会議）」での展開【H18～20】

中学校区から小学校区へとエリアをよりきめ細かくし、「人材バンク設置」「学童サロン」「あおぞら共育教室」「住民アンケート」の4つのプロジェクトごとに新たなプラットフォームが設けられ、より多くの住民を巻き込みながら取り組みを進めていきました。

地域課題を解決するためのプラットフォームは自然発生的にできるものではなく、誰かが課題に気づき、課題の解決を目標に掲げ、幅広い関係者の参集を働きかける必要があります。都城市社協では、地区担当者と事業担当者がペアになって地域に積極的に関わることで、地域との信頼関係を築きながら、上記のプラットフォーム形成への働きかけを行ってきました。それと同時に、『心のプレゼント運動』（後述）に代表される「福祉教育・学習活動」についての提案を行うなど、社協としての福祉教育実践にも取り組んでいます。

(2) 庄内地区における取り組みの特徴と効果

福祉教育のイメージにありがちな「高齢者や障害者の理解を進めたり、疑似体験をしたりする」というような取り組みだけではなく、プラットフォームという場において、住民が日頃感じている課題について話し合い、共に解決策を考えたり、地域行事や趣味活動、生涯学習などを切り口にしたりすることで、結果的に互いに学び合うという効果が生まれています。

また、プラットフォームに、福祉施設、学校、関係団体、社協、子どもなど多様な住民や関係者が入ることで、共に学び合うという「共育」の視点が生まれてきています。

その取り組みからは、主に、以下の3点の特徴が見てとれます。

☆（多様な）住民主体のプラットフォーム

多様な地域住民が参画する住民主体のプラットフォームを形成し、住民による課題解決に向けた議論や活動展開を行っています。

☆ワーカー（社協職員）による適切な働きかけ

社協職員が、その時期に応じた適切な働きかけを行っています。また、社協自身もプラットフォームの一員として参画しています。

☆住民にとってわかりやすく、共通理解が得られる目標づくり

『心のプレゼント運動』に代表されるように、住民にわかりやすく、参加しやすい目標や活動に取り組んでいます。

住民のプラットフォームによる取り組みを行うことで見えてきた効果

	全体	個人
地域	地域全体の福祉意識の変容 <ul style="list-style-type: none">プラットフォームが、地域内関係づくりの起爆剤の役割を果たした。プラットフォームでお互いを知り合ったことで、「心のプレゼント運動」などの具体的な取り組み以外にも交流や団体間の助け合いが行われるようになり、多くのつながりやメリットが生まれている。学校や福祉施設など関係機関どうしのつながりが継続されている。また、学校教員が地域のイベントに協力的であり、生徒がイベントに参加するようになった。地域の人たちが、自発的に知的障害者更生施設を訪れ、定期的に清掃を行うようになった。また、住民が母子家庭の子どもに声をかけたり、施設から出て行ってしまった利用者を見つけて連絡してくれるようになった。	住民の意識・行動変容 <ul style="list-style-type: none">地域の活動に関わりをもった住民それぞれが、自らを動機付け、関わりを維持・強化している。課題解決に向けた取り組みを積み重ねる中で、関わる住民それぞれが、自分なりの成長や変化を自覚・実感したりするようになった。「自分の住む地域が好き」という「地域愛」醸成へとつながった。
社協	社協のアピール“見える”社協へ <ul style="list-style-type: none">地域にプラットフォームを求めるにあたり、まず社協内において部署や担当を超えたプラットフォーム的な連携・議論がなされ、また社協の既存事業、県・全国のモデル事業や助成金事業の活用においても戦略的に取り組むことができた。社協が住民の活動に全面的に関わるのではなく、モデル事業の設定や財源確保、研修、仕組みづくり、地区での相談・助言など、節目節目で必要最低限の介入をし、社協が前面に出てこなかったことが、住民主体の取り組みにもつながった。	社協職員自身の振り返りと学び <ul style="list-style-type: none">地区担当と事業担当がペアで関わることで、事業担当職員だけではなく、各地区担当職員にも福祉教育の意識（豊かな福祉観）が浸透した。取り組みを進める中で、社協職員自身も地域福祉に関わるさまざまなことを学ぶことができた。

2. 段階に応じた支援

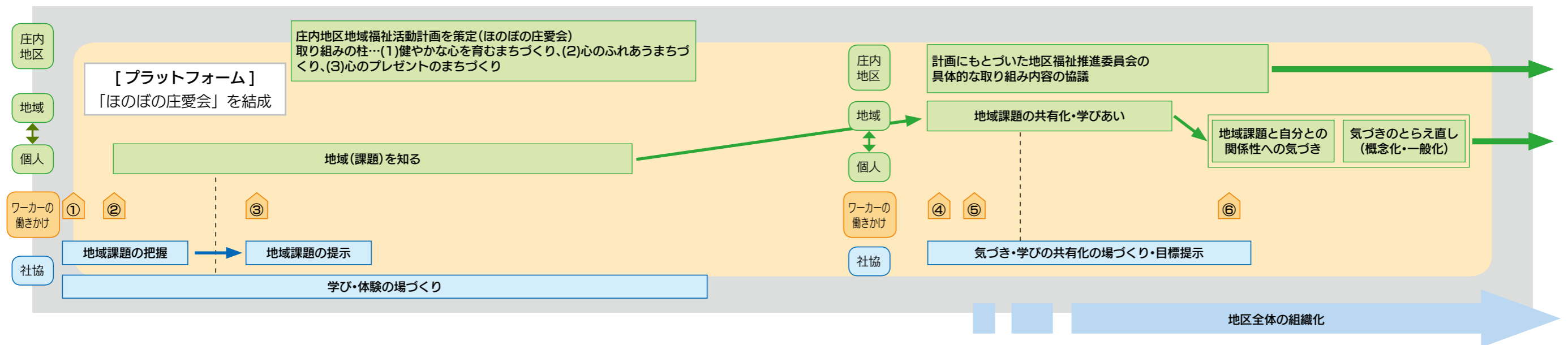
ここからは、5ページの図2「地域を基盤とした福祉教育の展開と地域福祉活動の推進」に照らし合わせながら、実際の活動の内容や、各段階におけるワーカー（社協職員）による働きかけの内容、住民意識の変化について、時系列で振り返っていきます。

(1) 地域福祉活動計画策定における「ほのぼの庄愛会」の取り組み

都城市では、市の地域福祉計画とともに11地区（中学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しました。11地区の中のひとつである庄内地区では、市長より委嘱を受けた中学校生徒も含む地域住民22名で構成される「ほのぼの庄愛会」を結成し、庄内地区地域福祉活動計画（ほのぼの庄愛福祉計画）を策定しました。同計画では、取り組みの柱に、(1) 健やかな心を育むまちづくり（人が元気）、(2) 心のふれあうまちづくり（まちが元気）、(3) 心のプレゼントのまちづくり（自然が元気）、の3点を掲げています。

庄内地区では、地域福祉活動計画の策定を通じて、「地域課題が何であるか」を地区の人たちが共有する過程において、個人の学びへつなげることで課題解決への意欲が高まりました。また同時に、「計画策定後に何をすれば良いのか」自分たち自身での方向性を明らかにしていきながら、計画で位置づけた3つの取り組みの柱（人が元気、まちが元気、自然が元気）に沿った具体的な事業展開を考えていきました。

計画策定という目標を達成した庄内地区地域福祉計画策定委員会（ほのぼの庄愛会）は解散し、具体的な事業展開に向けて新たなプラットフォームへとつながっていきます。



ワーカーの動き・働きかけ

①住民参加による地域の特徴や課題確認の仕掛け

「高齢」や「障害」など、従来の福祉課題に限らない、あらゆる地域課題について住民の意見を引き出すために、児童生徒、保護者、地域住民など、多彩な年齢層・所属の人が一体となって活動に取り組めるよう、誰でも参加しやすい体制づくりに取り組んだ。

②核となるメンバーの発掘

最初のプラットフォームの構築・推進を担う核となる人材の発掘、資源（人・物・金・情報）の仲介、キーマンの学びや成長の場づくりに取り組んだ。

③地域の特徴や地域課題を参加者が共有するための仕掛け

住民からの意見を整理し、さらに意見を引き出すために情報提供を行う。また、地域課題を感じているさまざまな人の参加を促した。

ワーカーの動き・働きかけ

④取り組み目標の提示

地域の良さや夢・希望を語り合い、その壁となる地域課題を共有化するため、その課題の解決のための、わかりやすく具体的な取り組み目標を示した。

⑤学びを通じて参加の意欲を高める仕掛け

計画の目的に応じた学習の機会を設け、さらに学習をもとに「体験の場」や「思いを共有できる場」をつくり、お互いの意見を言い合える場や視察等を行った。

⑥地域課題と住民自身との関係の気づきの仕掛け（地域課題を実感する）

学校や住民など、参加者全員が地域の一員であることを明確にし、お互いの立場を大事にした支援を行った。また、⑤の参加の意欲を高めていくことを通じて、当事者意識を醸成し、自身の成長を感じられる仕掛けを行った。

(2) プラットフォーム（ほのぼの庄愛推進委員会）での活動展開

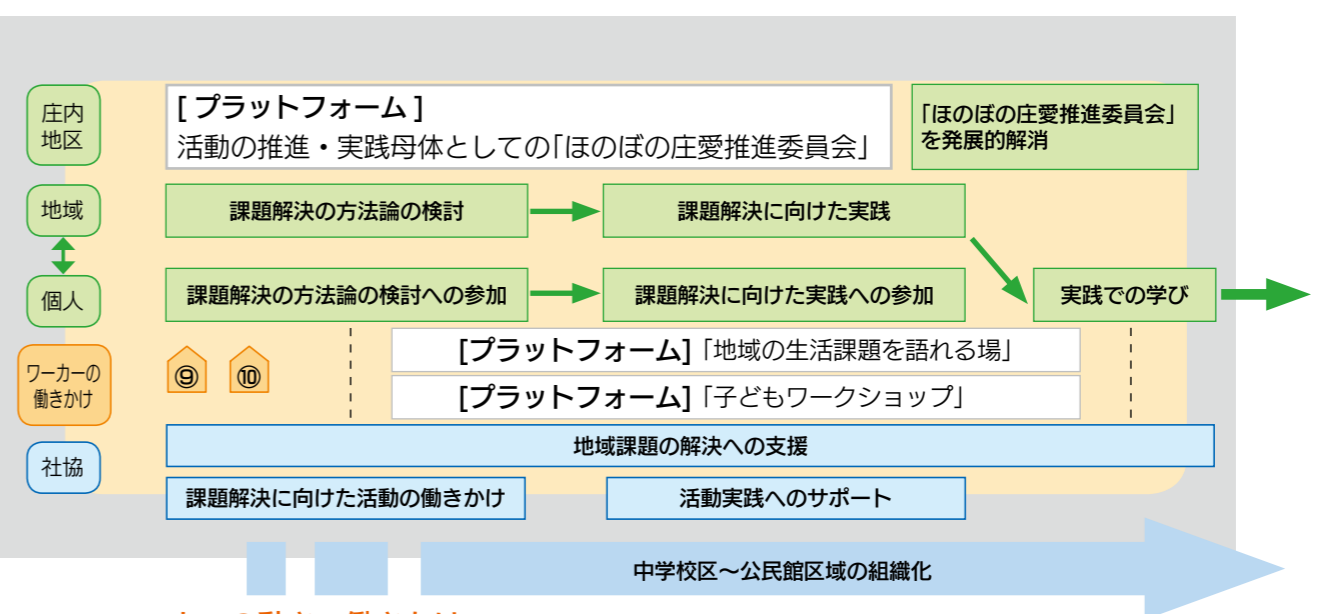
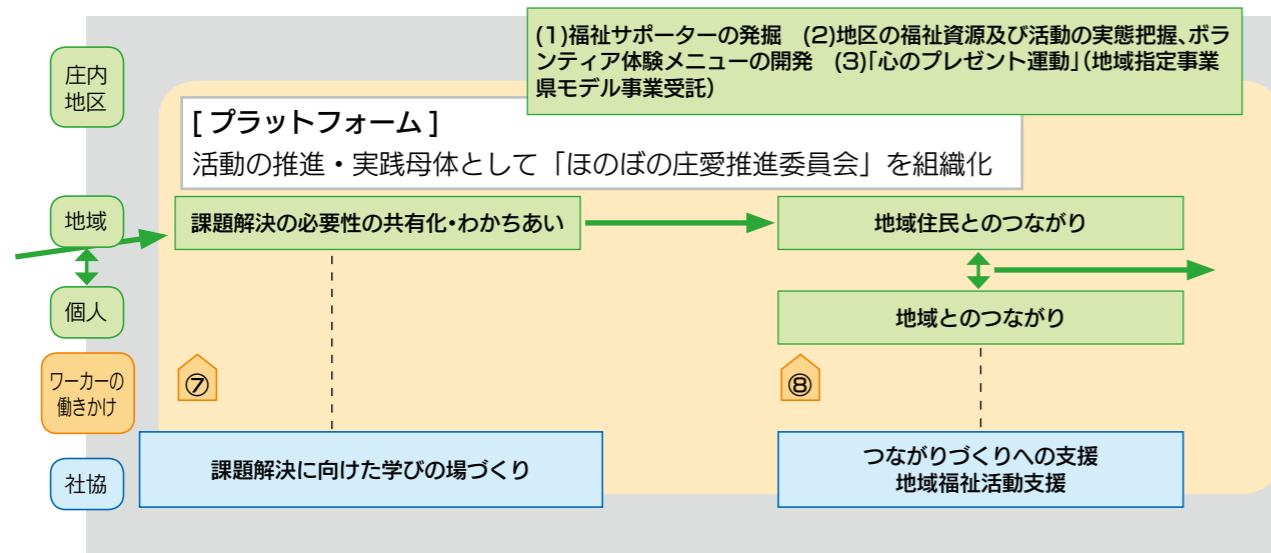
庄内地区地域福祉活動計画の策定後、計画の策定メンバー（ほのぼの庄愛会）を中心に計画の推進・実践母体として「ほのぼの庄愛推進委員会」を設置しました。これは、県社協から「地域指定事業県モデル地区指定」を受けたもので、地区内の学校関係者（幼稚園を含む）、PTA、社会福祉施設、婦人会、高齢者クラブ、自治公民館、民生委員などの代表 24 名で構成され、2 か月に 1 回程度開催しました。

具体的な取り組みとして、3 つの取り組みの柱に沿った事業として、(1) 福祉サポーターの発掘(注①)、(2) 地区の福祉資源及び活動の実態把握、ボランティア体験メニューの開発(注②)、(3) 「心のプレゼント運動」(注③)、などを展開していきます。これらの取り組みは、いずれも世代を問わずさまざまな人が取り組めるように進められ、結果として多くの人たちを巻き込んで活動を広げ、住民に地域活動への関心を高めるきっかけとなりました。

また、課題解決に向けた実践のため、「ほのぼの庄愛推進委員会」の設置と併せ、多彩なプラットフォーム推進を行っています。

その一環として、「地域の生活課題を語る場」を設け、地域課題、ニーズの発見～共有～解決へというシステムづくりに向け取り組みました。また、大人が子どもの視点を学び、子どもの取り組みについて子どもの視点を大切にするために、「子どもワークショップ」(注④)を開催するなど、さまざまなプラットフォームができてきています。

その後、取り組み基盤となっていたモデル事業が終了したことで、「あいさつ運動」などの取り組み事業がある程度の広がりを見せ、また効果が見えてきたことから、次の取り組みへとつなげるための新たなプラットフォーム展開を行うため、「ほのぼの庄愛推進委員会」は発展的に解消しました。



ワーカーの動き・働きかけ

⑦課題解決の方法の検討（地域福祉活動）との共有化

地域のキーパーソンを発掘し、「福祉サポーターの発掘」や「あいさつ運動」というわかりやすい目標をたて、さまざまな人が取り組めるような仕掛けを行った。

⑧学習をもととした「体験」「場」「役割」など個人の学びの仕掛け

関わっている一人ひとりの役割を明確にすることで、役割に応じた責任感を醸成し、自身の発見や成長など新しい発見（驚きや喜び）、達成感へつなげる仕掛けを行った。

ワーカーの動き・働きかけ

⑨課題解決のための実践への支援

「地域生活なんでも語ろう会」や「子どもワークショップ」など、実践を通じて思いを形にするなど、住民がやりたいことをやれる環境づくりを行った。

⑩地域の人との関わりを深める努力

社協職員が週 1 回、地区に出向き、地域の人と顔を合わせていろいろな話を深め、関係づくりを行った。

【注①】福祉サポーターの発掘

地域住民、施設入所者、地区内勤労者、趣味や特技を持った方などに、地域事業や学校での学習・ふれあい交流の際にリーダーになっていただいた。また、社会福祉施設職員など、地域で専門的な技能資格をもつ人も発掘した。

【注②】地区の福祉資源及び活動の実態把握、ボランティア体験メニューの開発

地域ニーズに沿ったボランティア体験メニューをつくるため、児童・生徒、保護者、地域住民が一体となって地域の生活課題やボランティアニーズ、地区内の実態について調査・検証を行った。

【注③】こころのプレゼント運動

人と人とのつながりの中で最も大切な「あいさつ」や感謝の気持ち、思いやりの心を育むために、町内での「心のプレゼント運動」看板の設置や全戸チラシ配布を行い、「明るいあいさつ（やさしい心）」「ありがとう（感謝の心）」「人が喜ぶこと（思いやりの心）」など、町内での明るいあいさつや人が喜ぶことを励行した。あいさつを交わすことによって、それまで無関心だった住民どうしに関心を持ち合うようになってきている。誰もが気軽にできることを地域全体で積み重ねることによって、結果的に互いに関心を持ち合う風土がつけられてきた。

【注④】子どもワークショップ

地区内 3 小学校の代表者（5、6 年生）と、その小学校出身者の中学生を 1 グループとして、小学校区内の現状や福祉課題について考え、自分たちの暮らすまち（小学校区）を住みやすくするために自分でも出来ることは何か、また大人が担う役割等について協議し、その内容をポスターにまとめた。

(3) 新たなプラットフォーム（共育会議）での展開

「ほのぼの庄愛推進委員会」を発展的に解消した後に、中学校区から小学校区へとさらにエリアをきめ細かくして、地区福祉推進委員会（地区社協）を中心に、4つの新たなプロジェクト（プラットフォーム）での取り組みを進めています。具体的には、助成財団の助成金を得ながら、小学校区である乙房小学校区における自治公民館、民生委員、高齢者クラブ、ボランティア、小学校、福祉施設、PTA などからなる、共育のまちづくりを考えるプラットフォーム「共育会議」を2～3カ月に1回実施し、さまざまな人同士が思いを共有する場を設けています。

「共育会議」では、地域住民が共に育っていく取り組みや、また元気高齢者や団塊世代の掘り起こしを意識し、協議していくなかで「きらきら乙房人材バンク」「あおぞら共育教室」「乙房流 学童サロン」「心のプレゼント住民アンケート」の4つのプロジェクトが生まれてきました。

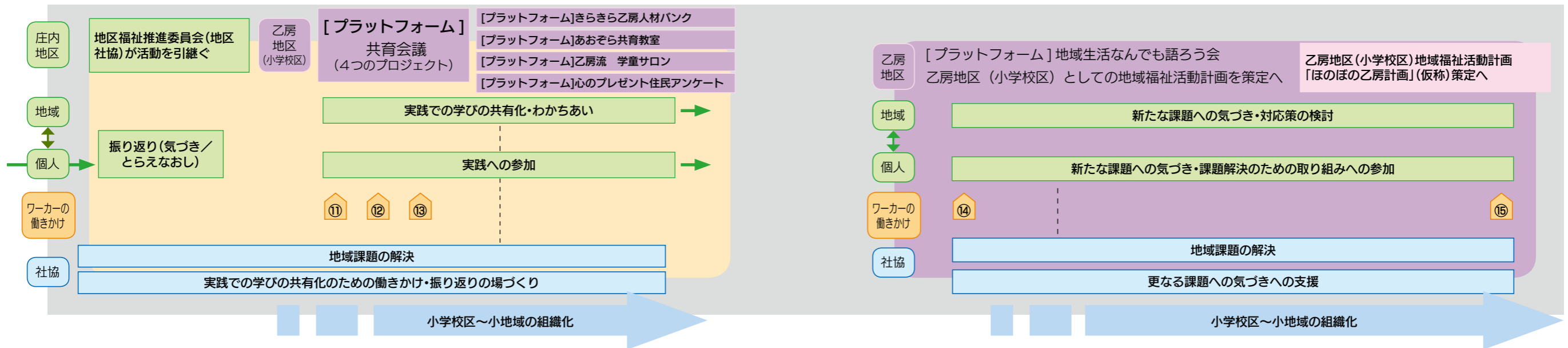
いずれのプロジェクトも地域で円滑に運営されていくよう、ボランティア会議、保護者会議、合同会議な

どを開催し、具体的に実行していくシステムづくりへの支援をしていきます。身近な地域の中で、地域に無関心であった人たちも含めて、さまざまな人を巻き込みながら活動を広げていったことで、取り組みを通じて地域全体の意識の底上げがなされていきました。

4つの各プロジェクトに関わった関係者のふりかえりから、地区内に子どもや高齢者に関わる問題があることが見てきたことから、「共育会議」での取り組みと並行して、より小地域での地域福祉活動計画（「ほのぼの乙房計画」仮称）を策定することを目標とし、地区社協を中心に乙房小学校区で新たなプラットフォーム「地域生活なんでも語ろう会」(注⑥)を形成しました。

ここでは、住民が地域の課題にふれてきた中で、課題の解決に向けて考えていくことを支援し、この中で地域の課題や問題を、専門機関と共に、地域住民で解決していくことを目標に進められています。

今後は、より身近なところでの地域課題から取り組みにつなげていくために小学校区の地域福祉活動計画策定に取り組む予定です。



ワーカーの動き・働きかけ

⑪住民自身が関心を持ち合い、自ら企画・実施していく仕掛けづくり

住民自身が必要性を感じ、地域の状況を汲んで取り組むことを支援した。意図的に多様な参加者が交わるような場（教員OBや特技を持った元気高齢者、元保育士と子どもや大人）を設けることによってお互いを知り、関心を持ち合うようになり、個々の地域での役割が持たれた。

⑫「共育」という視点の導入

プロジェクトを通してさまざまな人の参加を促した。協同実践のメンバーの中に福祉施設や学校や関係団体が入り、共に学び合うことを重視した。

⑬個々の思いや成果を共有する「ふりかえり」の場づくり

事業運営に関わる人同士のふりかえりの機会を設け、成果を確認しあい、個々人の気づきの共有から次の方策が生み出されるよう働きかけた。

ワーカーの動き・働きかけ

⑭個々の思いを形にするための「ふりかえり」の場づくり

活動に関わってきた人それぞれの人々が「やりたいこと」を関係者間で共有することによって、具体的な手段を考えていく段階への支援。

⑮活動の維持・継続・発展、主体的な活動へつなげるための仕掛け

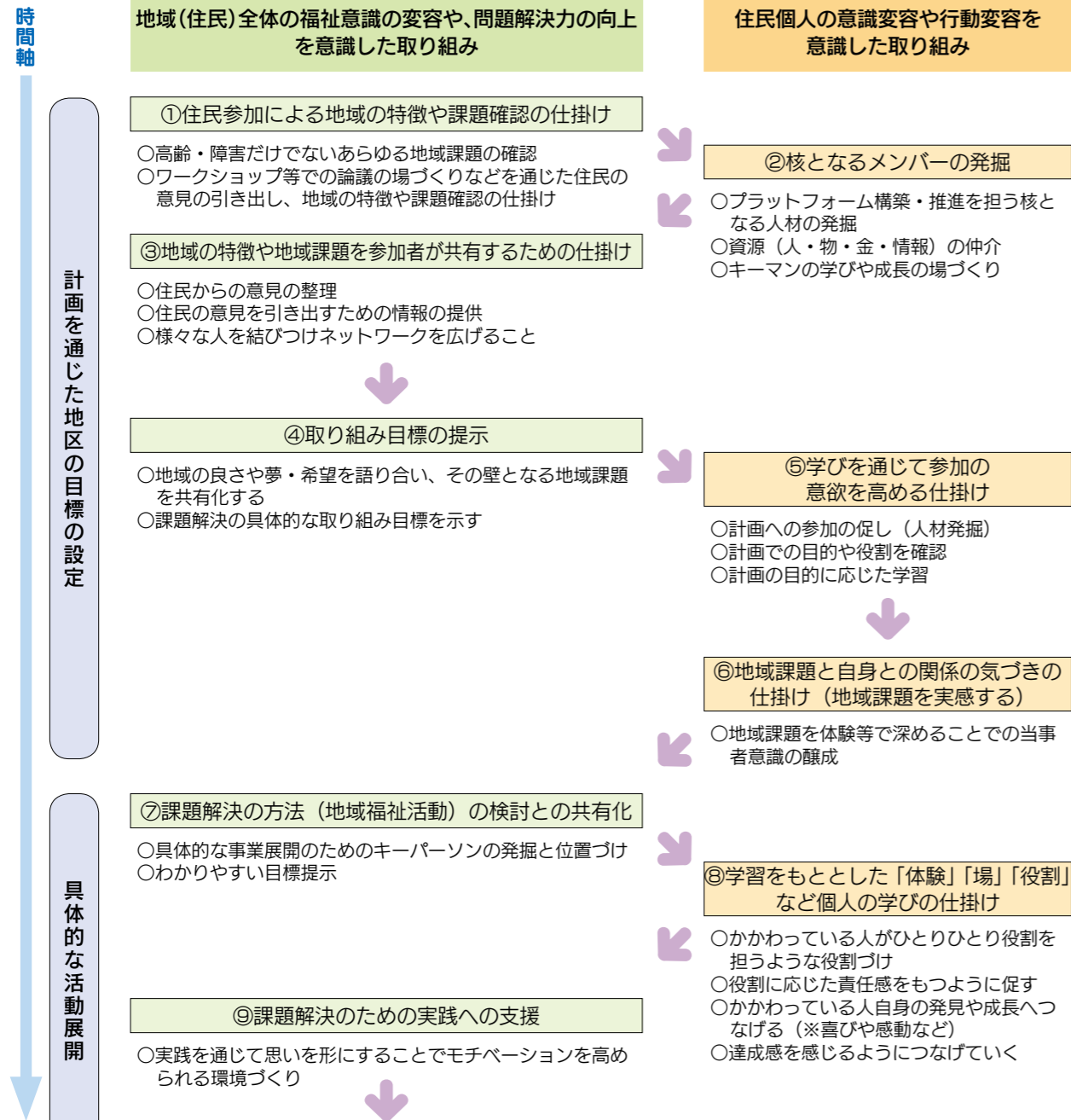
活動に関わってきた人々が地域や自分自身の変化などを実感できる機会や、外へ発信したり外から賞賛されたりする機会によるモチベーションの維持への支援。

【(注⑥) 地域生活なんでも語ろう会】

公民館を拠点とした小地域ごとに設置し、地域住民が集いながら、地域課題やニーズの発見し、共有し、住民自らが解決方法を模索していく場。

3. 社協職員（ワーカー）の地域や個人への働きかけ

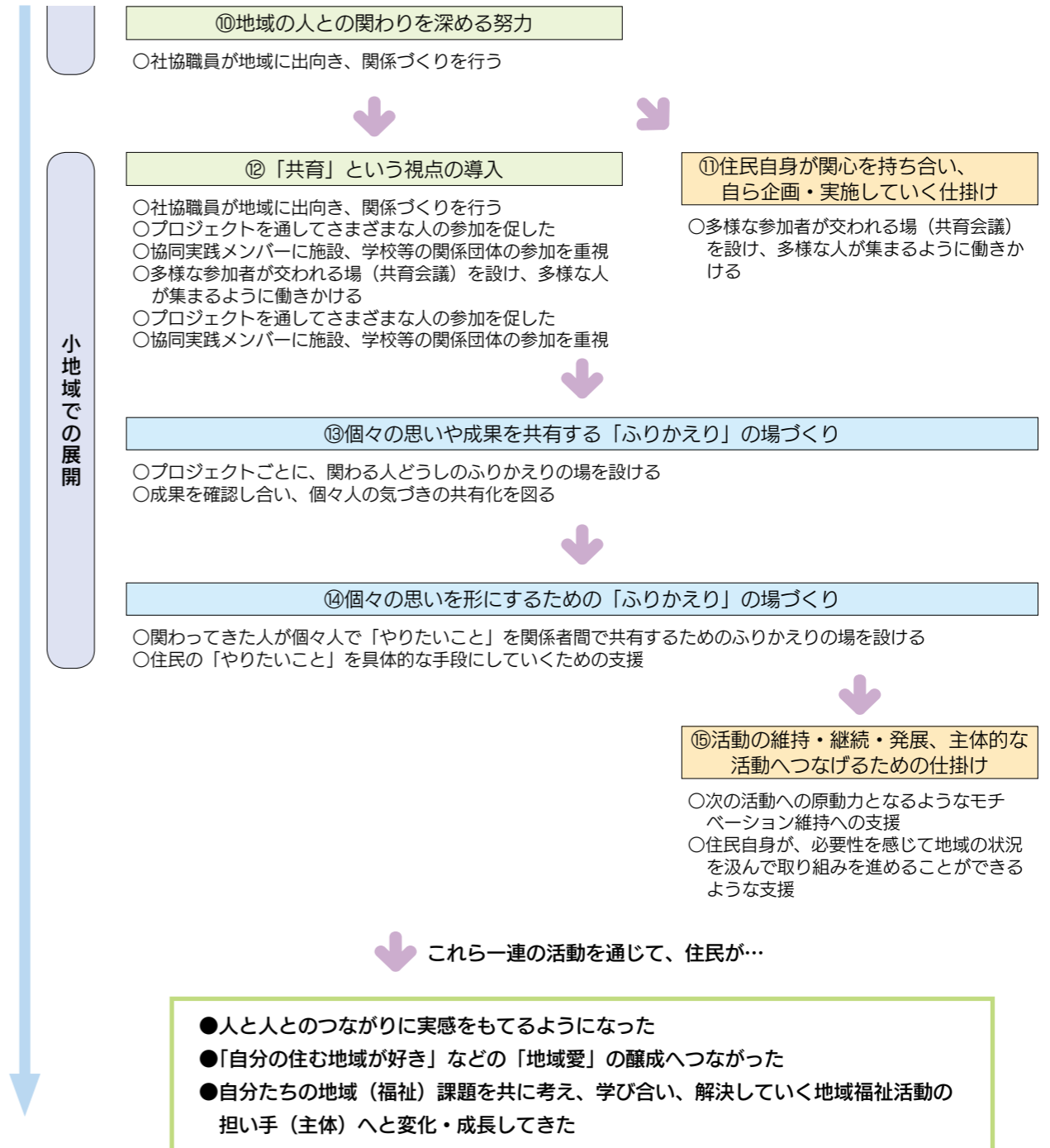
「2. 段階に応じた支援」で紹介した各段階での”ワーカーの動き・働きかけ”について、一覧表にまとめてみました。「プラットフォーム（ほのぼの庄愛会）における計画を通じた地区の目標の設定」、「プラットフォーム（ほのぼの庄愛推進委員会）での活動の展開」、「新たなプラットフォーム（共育会議）での小地域での展開」のそれぞれの時期に、社協職員が「地域課題解決のための働きかけ」と「個人の学びへの働きかけ」を行っていることがわかります。ただし、両者は厳密に区分できるものではなく、両方の要素が重ね合わされながら実践されるものと言えます。



時間軸

計画を通じた地区の目標の設定

具体的な活動展開



小地域での展開